

令和6年6月17日

イオン健康保険組合
加入者の皆さま

イオン健康保険組合

マイナ保険証で限度額適用認定証の発行は原則不要になります

■マイナ保険証なら医療費が高額になっても安心！

健康保険には、ひと月の医療費が高額になるとき、収入や年齢に応じて設定された上限額を超えた分を自己負担しなくても済む「高額療養費制度」があります。

この制度を利用するには、事前に健康保険組合に『限度額適用認定証』の発行申請をして医療機関の窓口で提示するか、支払った後で、上限額を超えた分を健康保険組合に給付申請する必要がありました。

しかし、マイナ保険証で受診すれば、こういった面倒な事務手続きが一切不要になります（被保険者が住民税非課税の場合は、非課税証明書を添えて健保への申請が必要です）。

⇒ご参考：イオン健保 HP「病気やケガのとき」

https://www.aeonkenpo.or.jp/such_time/injury.html

■マイナ保険証を使って自動的に窓口支払いを限度額までに

受診時に、受付にあるマイナ保険証のカードリーダー画面で「限度額情報を提供する」を選択するだけ！



高額療養費制度を利用する方のみ

✓ 提供する情報（限度額情報）を選択

画面に表示

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

■限度額適用認定証の利用期限は毎年7月31日です

もし、お手元に『限度額適用認定証』があれば、イオン健康保険組合まで返却をお願いします。今後も利用予定であれば再度発行申請が必要ですが、マイナ保険証で受診される場合は不要です。被保険者が住民税非課税の場合のみ、非課税証明書を添えて健保への申請をお願いします。

■マイナンバーカードの取得・保険証利用登録・受診方法について

- ・取得・保険証利用登録についてはこちらをご覧ください

⇒マイナポータル公式サイトへ

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

- ・マイナ保険証での医療機関受診方法はこちら

⇒動画『使ってイイナ！マイナ保険証』

<https://www.youtube.com/watch?v=yEYTxfd5Emg>



以上